

平成 31 年度使用墨田区立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の方針について

平成 30 年 3 月

墨田区教育委員会

墨田区立中学校が平成 31 年度に使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について下記のとおり取り扱う。

記

1 教科書の調査・研究及び検討

墨田区教育委員会が教科用図書を採択するに当たり、必要な調査・研究及び検討は、以下のように行う。

(1) 各学校における教科書の調査・研究

各学校は、教科用図書の見本の内容等が教科指導にふさわしいかどうか調査し、調査結果に意見を付して平成 30 年 6 月 21 日(木)までに墨田区立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択検討委員会(以下「検討委員会」という。)に報告する。

調査期間は、原則として平成 30 年 5 月 17 日(木)から 6 月 11 日(月)までの間とする。

(2) 墨田区立中学校「特別の教科 道徳」教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)による調査・研究

調査委員会は、独自の調査を実施する。各見本本の調査内容を平成 30 年 6 月 8 日(金)までに検討委員会に報告する。

調査委員会は、6 月 8 日(金)までの間に、3 回以内の回数で開催する。

調査委員会の委員構成

委員長(校長又は副校長)及び教員の代表[3~4 名程度]

(委員長は、原則として中学校教育研究会道徳部長等から選出する。)

(3) 検討委員会による検討

検討委員会は、調査委員会及び各学校からの報告を受け、地域の実情や区民の意向なども参考に検討し、各教科の見本本についての検討結果を平成 30 年 7 月 5 日(木)までに墨田区教育委員会に報告する。

検討期間は、平成 30 年 6 月 29 日(金)までの間に 3 回以内の回数で開催する。

検討委員会委員構成(合計 10 名)

- ・中学校校長会代表 1 名
- ・調査委員会委員長 1 名
- ・調査委員会副委員長 1 名
- ・学識経験者 2 名
- ・保護者代表 2 名
- ・指導室長 1 名
- ・指導主事(統括指導主事) 2 名

(4) 調査委員会委員及び検討委員会委員の選出・依頼

調査委員会委員及び検討委員会委員は、平成 30 年 4 月 27 日(金)までに選出し、墨田区教育委員会が依頼する。

2 教科用図書の採択

墨田区教育委員会は、検討委員会からの報告を受け、総合的に判断したうえで、平成 30 年 8 月 31 日(金)までに教科書を採択する。採択に当たっては、検討状況などを検討委員会から聴取することができる。